

平成 22 年 8 月
本部監査役スタッフ研究会
別 冊 資 料

本部監査役スタッフ研究会第 1 グループ 実態調査結果

本部監査役スタッフ研究会第 1 グループ

(表紙裏)

目次

第1回実態調査「事業報告等の監査に関する実態調査 (アンケート)」集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
第2回実態調査「事業報告等の個別項目に係るアンケート」 集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・	18 頁

※ 本資料は、本部監査役スタッフ研究会が「監査報告作成時における監査役監査の視点・着眼点の考察」を取りまとめるにあたり組織された4つのグループのうち、「事業報告等の監査」を担当した第1グループによって研究会内において実施された実態調査の結果を集約したものである。

本部監査役スタッフ研究会第1グループ 第1回実態調査 「事業報告等の監査に関する実態調査（アンケート）」集計結果

本部監査役スタッフ研究会第1グループによる、標記実態調査の数値集計及び主なコメント等は以下のとおり。

調査概要

調査対象：本部スタッフ研究会所属 61 社（62 名）。有効回答 47 社（回答率 75.8%）。

調査期間：2月19日（金）～2月28日（日）〔10日間〕

※ 「複数回答可」とした設問以外にも、複数回答いただいた箇所も含めて集計しているため、合計が100%にならない場合がある。

1. 機関設計

	回答数(社)	%
1.監査役会設置会社	40	85.1%
2.委員会設置会社	5	10.6%
3.取締役会＋監査役＋会計監査人	1	2.1%
4.取締役会＋監査役	0	0.0%
5.その他	1	2.1%

2. 公開区分(会社法上)

	回答数(社)	%
1.公開会社	41	87.2%
2.非公開会社	6	12.8%

3. 上場区分

	回答数(社)	%
1.上場	37	78.7%
2.非上場	10	21.3%

4. 株主数

	回答数(社)	%
1. 1人	5	10.6%
2. 2人	3	6.4%
3. 3～10人	0	0.0%
4. 10人以上	39	83.0%

5. 作成部署(責任箇所)はどのような部署ですか(複数選択可)

	回答数(社)	%
1.企画セクション	10	21.3%
2.財務・経理セクション	20	42.6%
3.総務(株式関係事務)セクション	26	55.3%
4.その他	9	19.1%

主な部署、コメント

- 作成は複数部署で行うが、責任部署は財務・企画部
- 総務部統括課
- 総務部が、経理、経営企画、人事等に係る情報を統括的にまとめている
- 各項目について、分担して作成。財務セクションで取りまとめ
- 事業報告書の作成段階から監査役スタッフも関与
- 管理本部、経理部
- 総務の中の法務担当が作成し、経理、経営企画部門に担当を分け、取りまとめる
- 広報 IR 部門
- 法務部門

6. 作成要領はありますか。ある場合は、作成要領の制定者は誰ですか。

	回答数(社)	%
1.どの項目に何をどのような基準で記載するかが定められている	14	29.8%
2.担当部署や関係部署が定められている。	15	31.9%
3.特段定めはない(慣例に従う)	17	36.2%
4.特段定めはない(毎回何を記載するか定義している。)	4	8.5%

主なコメント(作成要領の製作者)

- 経理部担当セクションのリーダーが業務フローとして作成
- 企業集団の現況/事業の状況は経営企画・経理部門、会社の現況は総務部門が担当という具合に役割分担
- 各部署が分担し作成するため、スケジュールは明確化されているが、詳細な作成マニュアルはない。経団連ひな型を参考に作成している
- 親会社
- 総括責任部署の総務部が提出の作成(案)に準拠すべき詳細説明が記載されている
- 財務セクション

7. 書式は何を参考にしていますか

	回答数(社)	%
1.会社法に沿った独自書式	16	34.0%
2.経団連ひな型	14	29.8%
3.株懇ひな型	19	40.4%
4.親会社が定めた書式	3	6.4%
5.その他	7	14.9%

主なコメント

- 経団連と株懇の双方を参考にした書式
- プロネクサス手引書
- 改正生協法施行規則に基づき、日本生協連発行
- 信託銀行(証券代行)の書式も参考にしている
- ベースは経団連型であるが、必要に応じ株懇型、その他独自書式も取り入れている
- 株懇、経団連雛形も参考にしている
- ベースは経団連雛形であるが、他社事例等も参考に、必要事項を修正、変更を加え作成
- 業法様式に則った書式

8. 事業報告及びその附属明細書(以下事業報告)は監査役・監査委員に提出されるまでにどこで確定されますか

	回答数(社)	%
1.担当部決裁	5	10.6%
2.担当役員決裁	9	19.1%
3.社長等代表取締役/代表執行役決裁	6	12.8%
4.常務会等業務執行関連役員会議決議	9	19.1%
5.取締役会決議	14	29.8%
6.その他	4	8.5%

主なコメント

- 取締役会決議の前に経営委員会で内容の確認が行われる
- 決算、収支見込みについては、取締役会に報告
- 担当役員の下承は得ているが、決裁という形はとっていない
- 4月の取締役会において事業報告(案)が上程され、その後、事業報告確定まで執行側と監査役側で協議
- 財務部部長が確定
- 2009年度は5月1日に取締役会にて事業報告書等の作成の方針を決議し、同日事業報告書及びその附属明細書を受領した
- 取締役会報告後
- 取締役会決議前に執行役会で審議し、監査委員会で責任部署管掌執行役が説明する
- 監査役会提出資料として、取締役会に報告事項として上程される

9. 監査役/監査委員(若しくはそれらのスタッフ)は、作成過程にどのように関与していますか

	回答数(社)	%
1.作成過程には全く関与しない(完成したものについて提出を受ける)	6	12.8%
2.作成過程で段階的に事業報告(案)の提示を受け、指摘等を行い、必要に応じて修正等を促す	39	83.0%
3.策定過程をつぶさに(並走する形で)監査していく	0	0.0%
4.その他	3	6.4%

主なコメント

- 監査役に関する部分はデータ等を提供する
- 作成過程で資料を入手し、検証を行う。平行して検証しているので4月中に完了している。修正依頼内容は、経理部門長に文書で提示し回答を入手し、監査役会で当該内容を報告する
- 作成責任箇所と監査役スタッフが常時連携。必要に応じて監査役に報告
- 案ができたものを監査役と監査役スタッフにてチェックしている
- 四半期・半期・決算・事業報告検討会に出席
- 作成には関与していないが、取締役会並びに各委員会が関係する事項(内部統制決議、会社を支配する者について方針、取締役会等出席回数等)は、スタッフから資料提出。また事業報告の内容に関する株主総会での答弁は、監査委員長からの答弁を想定しているため、有る程度の内容ができあがった段階で平行して内容を確認、想定問答の作成を行っている
- 特記事項が必要と事前に判断した場合、作成過程で関与
- 取締役会で確定する前に、作成過程で確認を行う
 - ①監査役を含む社内関係者
 - ②社外役員を含む取締役会メンバー
- 主に監査役に係る情報部分の確認と校正。また、作成過程で特に疑問点があればその指摘

10. 事業報告は監査役・監査委員にどのように提出されますか

	回答数(社)	%
1.事業報告等を確定する会議等の席上で配布される	11	23.4%
2.送付を受ける	12	25.5%
3.手渡を受ける	22	46.8%
4.その他	2	4.3%

主なコメント

- 特定取締役(代表取締役社長)
- 責任部署→監査委員スタッフ→監査委員
- 代表取締役(決裁後に作成部署経由で受領)
- 総務部長より受領
- 株主総会担当の総務部から
- 手渡しは儀式、その前に受取り監査を行う

- ・ 社長捺印の書簡にあわせて、作成担当部署から手渡を受けている
- ・ 財務セクション
- ・ 事業報告作成担当者
- ・ 確定する会議開始の3日前に株主総会事務局(管理本部主体)より手渡される
- ・ 取締役会終了後に監査役会が開催されるため、その席上で配布される
- ・ 担当部署から監査役室が受領し、特定監査役に提出
- ・ 監査役スタッフは事前に手渡を受ける
- ・ 代表取締役社長名の書類を担当部長より受領
- ・ 財務統括責任者(CFO)
- ・ 取締役会終了後、法務部より執行役社長(提出者)の押印がある4通(監査委員会及び監査委員宛)を監査委員長が受領する
- ・ 作成担当役員から委任された担当者
- ・ 監査役会提出資料として、取締役会に報告事項として上程され、取締役会終了後に、財務部門より、手渡される

11. 事業報告受領日(直近期実績)

※集計なし

12. 事業報告の内容が確定しない段階での扱いをどのようにしていますか(複数選択可)

	回答数(社)	%
1.内容が確定しない暫定版の提出を受ける	13	27.7%
2.上記 1.に加え内容が確定した段階で改めて送付を受ける	30	63.8%
3.内容が確定した最終版のみ提出を受ける	7	14.9%

主なコメント

- ・ e-mail でスタッフ宛にドラフトを受け取る。4月 27 日以降随時
- ・ 担当部より GW 前に提出を受け、最終版は H21.5.13 に受領する
- ・ 作成部門より都度受領
- ・ 5月上旬から適宜受領
- ・ 2009 年度は5月1日に取締役会にて事業報告書等の作成の方針を決議し、同日事業報告書及びその附属明細書を受領した
- ・ 速報版を約1週間前に受領
- ・ 経営会議にて暫定案を監査役に提出する旨決議(4月 28 日)

13. 参考) 計算書類受領日(直近期実績)

※集計なし

14. 監査報告提出日(直近期実績)

※集計なし

15. 特定監査役・監査委員の選定

	回答数(社)	%
1.監査役会・監査委員会で選定している	30	63.8%
2.選定していない(全員が受領している)	17	36.2%

主なコメント

- ・ 常勤監査役が選定されている。
- ・ 特定監査役は選定していないが、監査役会議長が代表で受領している。
- ・ 監査委員長(常勤)

16. 特定取締役の選定

	回答数(社)	%
1.選定している	13	27.7%
2.選定していない	34	72.3%

主な役職、選定方法

- ・ 経営企画本部長
- ・ 取締役社長
- ・ 取締役会で毎期選定、経理・総務・内部監査担当取締役
- ・ 法務関係取締役・経理関係取締役
- ・ 代表取締役副社長
- ・ 取締役会で選定/代表取締役
- ・ 総務担当役員
- ・ 経理担当取締役
- ・ 執行役常務財務本部長

17. 監査役・監査委員の中で、事業報告監査を担当しているのはどなたですか

	回答数(社)	%
1.全員(担当を決めていない)	26	55.3%
2.常勤者全員	20	42.6%
3.常勤者のうちのいずれか	1	2.1%
4.その他	0	0.0%

主なコメント

- ・ 常勤監査役、監査役スタッフ
- ・ 監査役全員に記載内容について目を通してもらっている
- ・ 担当は決めていないが、実態としては常勤者2名が行っている
- ・ 社外取締役も事業報告全般を監査し指摘・質問を行なう

18. 上記で事業報告監査を分担する監査役/監査委員は事業報告をどの程度監査していますか

	回答数(社)	%
1.数値等のエビデンスとの照合・内容適否過不足を含め、一字一句確認	8	17.0%
2.エビデンスとの照合や内容適否確認はしないが、全てに目を通し、内容の過不足等を確認	33	70.2%
3.一読する程度	1	2.1%
4.監査役に関する記述の部分のみを見る	1	2.1%
5.スタッフに委任する	3	6.4%
6.作成担当から説明を受ける	5	10.6%
7.その他	1	2.1%

主なコメント

- ・ 期中監査実績との照合、期末監査の為に揃えたエビデンスとの照合や作成担当から報告説明も受ける
- ・ 監査委員会の中で事業報告を受領する際、財務統括責任者(CFO)から説明を聴取する他、監査特命取締役及びスタッフから監査の結果を聴取する
- ・ 全てのエビデンスとの照合はおこなっていないが、内容、必要性に応じて、担当部署より書類の提出を依頼し、照合を実施している
- ・ 全てに目を通した上で疑問があれば担当者から説明を受けます

19. 担当を決めている場合、担当しない監査役・監査委員はどのような確認をしていますか

	回答数(社)	%
1.監査役会・監査委員会で担当監査役・監査委員・スタッフから説明を受ける	13	27.7%
2.公式会議外で担当した監査役・監査委員・スタッフから説明を受ける	7	14.9%
3.自ら一読する	7	14.9%
4.作成担当から説明を受ける	0	0.0%
5.その他	3	6.4%

主なコメント

- ・ 取締役会でも説明あり
- ・ 経理部長から附属明細書について説明を受けている
- ・ ①取締役会開催前に事業報告案が配布され、各自一読(事前確認)する。②当該取締役会決議前に監査役会を開催し、それを監査役間で協議する。③取締役会で担当執行役員より説明を受ける。
以上を踏まえ、事業報告の決議内容に疑問があれば、質問をし、意見を述べることになる
- ・ 社外非常勤監査役は監査役会にて議長から説明を受ける
- ・ 取締役会で経理担当取締役より説明を受ける。自らも一読し指摘事項等あれば補足
- ・ 担当は決めていないが常勤監査役が主に監査している

20. スタッフは事業報告をどの程度チェックしていますか

	回答数(社)	%
1. 監査役・監査委員からの委任を受けて数値等のエビデンスとの照合・内容適否過不足を含め、一字一句まで確認	20	42.6%
2. 監査役・監査委員からの委任を受けて、エビデンスとの照合・内容適否確認はしないが、全てに目を通し、内容の過不足等を確認	13	27.7%
3. 監査役・監査委員と並行して監査する(役割を分担している。)	4	8.5%
4. 監査役・監査委員が監査するので、特に監査しない	6	12.8%
5. その他	4	8.5%

主なコメント

- ・ 役割分担はしないが、全体を通して確認する
- ・ 事業報告だけでなく、開示書類(有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、決算短信、経営者確認書、東証届出書類、環境報告書他)との整合性、株主対応等にも注視
- ・ 監査役による監査に並行し、フォローをおこなう。監査役からの質問事項、確認事項等をまとめ、作成部署へ文書にて確認依頼を行う
- ・ 並行して作成責任部署から必ず作成過程、内容等のヒアリングを実施
- ・ 監査役関連についての記載について確認を行う

21. 監査方法はどのようなものとなっていますか

	回答数(社)	%
1. 監査項目等を予め定めて監査する	8	17.0%
2. 監査項目等は特に定めず、一般的に監査していく	33	70.2%
3. 監査マニュアルがあり(作成し)、それに従い監査する	6	12.8%
4. その他	0	0.0%

主なコメント

- ・ 取締役会議事録、重要会議録、決裁伺書、登記簿謄本、株主名簿、総会経営資料集、商事法務・判例、他社事例等証跡との照合作業等

22. 事業報告の記載項目確認のために、チェックリストを利用していますか

	回答数(社)	%
1. チェックリストを利用している	14	29.8%
2. チェックリストは利用していない	33	70.2%

主なコメント（チェック項目（＝チェックリスト上で、事業報告の項目毎にチェック乃至記載している事項の項目名））

- ・ 「根拠法令」「監査項目（該当なし・適正・不適正）」「監査結果」「コメント」
- ・ ・通則 ・事業報告等の内容 「事業報告の内容」、「公開会社の特例」、「株式会社の現況に関する事項」、「株式会社の役員に関する事項」、「株式会社の株式に関する事項」、「株式会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員を設けた株式会社の特例」、「会計参与設置会社の特例」「会計監査人設置会社の特例」「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・ 会社法施行規則第 118 条～126 条の夫々の条文に適合した、適切な内容となっているかチェック。特に 法令改正があった場合の表示が適正かどうか等。
- ・ ①数値の照合、文言の照合、ひな型、会社法規定の要求項目の確認、様式との照合。②決算資料との照合（試算表、連結精算表他）
- ・ 監査結果とその根拠となる事実を記載
- ・ 「記載の有無」、「確認手段」、「監査結果」
- ・ 作成部署から内容のヒアリング、数値については資料を確認、法定記載事項の有無の確認
- ・ 担当部署が作成した、記載基準、根拠法令等を事業報告記載に対比させた資料に基づき、その整合性等の確認を行う。

23. 監査役監査として執行側の作成・確認プロセスのどの部分に依拠していますか（複数回答可）

	回答数(社)	%
1.作成部署の専門性・熟練度等	34	79.1%
2.作成部署におけるチェック態勢	27	62.8%
3.内部監査部署による監査	3	7.0%
4.経営会議、委員会での決議等の決定プロセス	17	39.5%
5.その他	1	2.3%

24. 監査のためのエビデンスはどのように収集していますか（複数回答可）

	回答数(社)	%
1.事業報告作成部署から提出させる	28	65.1%
2.記載内容を所管する部署から直接提出させる	24	55.8%
3.監査役もしくはスタッフが自ら外部情報を収集する	14	32.6%
4.事業報告作成部署から説明を受け議事録等を作成する	6	14.0%
5.その他	2	4.7%

主なコメント

- ・ 必要に応じて実施
- ・ 監査役の日常の業務監査及び四半期、半期、決算各資料
- ・ 営業所の新設・移動等の情報を取締役会資料から収集、必要に応じて担当部署から情報を収集
- ・ 監査役業務監査及び四半期、半期、決算の各資料

25. 監査状況はどのように記録していますか(複数回答可)

	回答数(社)	%
1.監査調書を作成する	15	34.9%
2.チェックリストを作成する	12	27.9%
3.口頭で報告する	8	18.6%
4.監査役会議事録に残す	17	39.5%
5.特に記録しない	6	14.0%
6.その他	8	18.6%

主なコメント

- ・ 会社の宣伝の内容になりがちなのでマイナス情報が適切に記載されているかどうにも留意する
- ・ 疑問点について、担当部門にメールにて問い合わせ、回答をもらっている
- ・ 経営資料集に記載
- ・ 加筆修正したバージョンを記録として保管
- ・ 監査の進行状況を記録する。責任部署及び作成部署への質問状・訂正依頼文書とこれらに対する回答書を保管、訂正状況を記録する⇒監査調書として監査委員会に提出する
- ・ 執行側への指摘事項・やりとり等を記録として残す
- ・ 口頭と、メールの送受信等をそのまま記録として利用・認識することもあります

26. 何を監査ポイントとしていますか(複数回答可)

	回答数(社)	%
1.項目の過不足(会社法に準拠しているか)	32	74.4%
2.数値や記載事項等の正確性	35	81.4%
3.全般的な整合性	35	81.4%
4.情報としての有用性	9	20.9%
5.特定項目の内容	11	25.6%
6.前年度記載事項との比較	19	44.2%
7.その他	2	4.7%

主なコメント (特定項目の内容等)

- ・ 新たに記載が増えた事項や前年度の記載内容から変更があったもの等
- ・ 法令改正のポイントを適正に反映しているか
- ・ 注記事項等の数字以外の情報(但し、当該事項を特定しているわけではない)
- ・ その事業年度における重要事項が網羅されているか(子会社の内部統制、コンプライアンス等)
- ・ 数値等については、作成部署(取纏め部署)経由受領する記載部署のエビデンス資料との突合せ。定性的な記載は、期中活動を通じた心象との整合性
- ・ 主に下記の記載事項が会社の状況を正しく表しているかの確認を行う。
 - ・ 事業の経過及び成果、対処すべき課題

27. 監査報告に過不足等の問題を発見したときには、どのように対応しますか

	回答数(社)	%
1.作成担当に問題点を伝え、検討を要請する	38	80.9%
2.作成担当に説明を求める	13	27.7%
3.事業報告の内容が相当でないとして、監査報告にその旨記載する	0	0.0%
4.その他	1	2.1%

主なコメント

- ・ 軽微な誤謬等は、担当部局に発見時点ですぐに是正を求める

28. 会計監査人は事業報告の監査に関わっていますか

	回答数(社)	%
1.事業報告を見せている程度	22	46.8%
2.数値のチェックを要請している	13	27.7%
3.特段見せていない	12	25.5%
4.会計監査人非設置会社	0	0.0%

主なコメント

- ・ 事業報告・計算書類・附属書類をセットで渡している

29. 会計監査人以外の専門家(社外監査役以外の弁護士、公認会計士等)は事業報告の監査に関わっていますか

	回答数(社)	%
1.弁護士に確認を依頼している	14	29.8%
2.公認会計士に確認を依頼している	2	4.3%
3.特になし	32	68.1%

主なコメント

- ・ 監査委員に弁護士がいる
- ・ 会社の支配に関する基本方針を導入時において、その内容をチェックしてもらった
- ・ 不祥事を惹起した年度など事例によっては弁護士見解での確認を取っている

30. 監査期間は十分に確保できていますか(会社法施行規則 132 条 1 項 1 号)

	回答数(社)	%
1.法定の 4 週間を確保している	10	21.3%
2.法定よりは短いですが十分である。	11	23.4%
3 作成過程から見ているので十分に確保できている	26	55.3%
4.監査時間が足りない	1	2.1%
5.その他	0	0.0%

主なコメント

- ・ 実質7日(5/7~5/15)、ドラフト段階から平行してチェックに入るので、期日までに間に合わせるようチェックを進めている
- ・ 作成過程の中途の段階から見ようとしている
- ・ 年間を通じた監査の積み上げが鍵
- ・ 1週間
- ・ 毎年約3週間の期間があり十分と考えている
- ・ 約2週間
- ・ 担当部門から第1案が、2010年1月21日に監査役会にて報告され、以後監査役会で2回協議、また、必要都度常勤監査役が担当部署と説明を求めるなど、1ヶ月程度の時間をかけて監査を実施
- ・ 実質2週間程度。3週間程度あればよいか

31. 重点を置いた監査を行っている場合、どのような項目に重点を置いていますか(複数選択可)

	回答数(社)	%
1.会社の状況に関する重要な事項	30	69.8%
2.内部統制決議の内容の概要	13	30.2%
3.会社の支配に関する基本方針	3	7.0%
4.事業年度における事業の経過・成果	17	39.5%
5.重要な親会社・子会社の状況	13	30.2%
6.会社の対処すべき課題	22	51.2%
7.会社の現況に関する重要な事項	17	39.5%
8.役員報酬	10	23.3%
9.役員兼職状況	7	16.3%
10.監査役等の財務・会計の知見	7	16.3%
11.株式に関する事項	4	9.3%
12.社外役員の活動状況	12	27.9%
13.会計監査人の報酬	9	20.9%
14.会計監査人の解任・不再任決定方針	4	9.3%
15.附属明細書	5	11.6%
16.それぞれの期に応じた事項	5	11.6%
17.その他	4	9.3%

主なコメント

- ・ 重点は定めず、全項目について監査している
- ・ 買収防衛策
- ・ 不祥事等
- ・ 2009年度についての事項
 1. 金融庁による行政処分を受けて策定した業務改善計画について
 2. 経営統合について

- ・ 食の安全体制など、年度のトピックスへの言及の有無
- ・ 特に重点を置いた監査は実施していない、会社法関係法令の改正があった場合は、その項目
- ・ 子会社の内部統制、コンプライアンス案件など
- ・ 内部統制決議の内容・会社の支配に関する基本方針等の内容は、別途取締役会で審議承認しており、その時点で確認が行われている

32. 事業報告の附属明細書の有無(複数回答可)

	回答数(社)	%
1.有(会社法施行規則 128 条 2 項の内容を記載)	34	79.1%
2.有(同項に該当する事項がないため、該当ない旨を記載)	4	9.3%
3.無(同項に該当する事項がないため、作成されていない)	3	7.0%
4.有(同項以外の内容を記載)	4	9.3%

主なコメント

- ・ 業法で定める内容を記載
- ・ 事業報告の中に「会社の他の会社の業務執行者との兼務状況の明細」を記載している。また、「その他事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項がないため附属明細書は添付していない。
- ・ ① 有形固定資産及び無形固定資産の明細
② 引当金の明細
③ 販売費及び一般管理費の明細
- ・ 業法様式に則った内容を、事業報告本体に纏めて記載した旨を記載

33. 会社の支配に関する基本方針(会社法施行規則118条3号)の有無

	回答数(社)	%
1.有	18	38.3%
2.無	28	59.6%

34. 役員報酬の開示状況

	回答数(社)	%
1.カテゴリー毎の開示	45	95.7%
2.個々人の開示	0	0.0%
3.開示していない	2	4.3%

35. 社外役員の報酬の開示

	回答数(社)	%
1.カテゴリー毎の開示	39	83.0%
2.個々人の開示	1	2.1%
3.開示していない	7	14.9%

36. 社外役員の活動状況

	回答数(社)	%
1.役員会の出席回数のみ	8	17.0%
2.役員会出席回数に加え、発言内容の概要を記載	33	70.2%
3.報告書記載なし((例)非公開会社等)	3	6.4%

主な記載例

- ・ ①学識経験者としての専門的見地に加えディスクロージャーの観点からも客観的かつ必要な発言を行なっております。…(大学教授) ②経営者としての経験を踏まえ、投資家への説明責任という観点からも、必要な発言を行なっております。…(元企業経営者) ③公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行なっております。…(公認会計士)
- ・ 専門性に応じて、「…の見地からの発言を適宜行っております。」との記述を記載
- ・ 「公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っている」「国内・外の経済調査等及び会社のマネジメントについての専門的な見地からの発言を行っている」等
- ・ 主な活動状況を紹介、監査役は監査役会出席回数も記載
- ・ 当年度開催の取締役会〇回のうち〇回、監査役会〇回のうち〇回に出席し、主に****の経験・知見から適宜発言しております
- ・ 例)業務執行全般のほか、特に財務経理分野にいて幅広い経験と高度な識見から発言を行っております。
- ・ (例)「取締役会9回全てに出席し、法曹界における豊富な経験を生かし、かつ弁護士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言」
- ・ 「議案審議等に際し、長年の企業経営者としての豊富な知見・経験を踏まえ、適宜発言を行っております。監査委員長として、監査特命取締役、グループ監査業務室および内部統制部門等と連携し、重要な会議等における意思決定の過程および内容、取締役、執行役および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに国内外の子会社を含む会社の業務および財産の状況を調査しました。その上で、取締役会に対し監査委員会の活動状況や監査所見を伝えております。」
「議案審議等に際し、国際的な会計制度に精通した公認会計士としての専門性を踏まえ、適宜発言を行っております。
監査委員として、監査特命取締役、グループ監査業務室および内部統制部門等と連携し、重要な会議等における意思決定の過程および内容、取締役、執行役および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに国内外の子会社を含む会社の業務および財産の状況を調査しました。」
「議案審議等に際し、長年の企業経営者としての豊富な知見・経験を踏まえ、適宜発言を行っております。」
- ・ 「当期開催の取締役会(在任期間中に 10 日)すべてに出席いたしました。また指名委員会(在任期間中に 3 日)、監査委員会(在任期間中に 11 日)及び報酬委員会(在任期間中に 4 日)のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査委員会においては、主に研究開発、経営戦略及びコーポレート・ガバナンスについて、長年の企業経営における経験をふまえた発言を行っております」

37. 監査報告作成のための監査役会開催実績(直近期実績)

	回答数(社)	%
1. 1回	14	29.8%
2. 2回	24	51.1%
3. 3回以上	9	19.1%

主なコメント (開催日、討議事項の概要等)

- 2009. 05. 18
各監査役から〇〇事業年度の監査報告が行なわれ、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議を行なった結果、監査役全員の合意により、監査役会の監査報告書を作成した。
- 2009年5月14日 事業報告、計算書類等の審議
会計監査人からの会計監査報告の受領
各監査役による監査報告の作成
監査役会監査報告の審議
2009年5月19日 監査役会監査報告の作成
- 2009年4月23日 事業報告(ドラフト)の記載内容等を踏まえて議論
2009年5月14日 監査報告書決議
- 2009年5月25日。事業報告及びその附属明細書の監査、連結計算書類の監査、計算書類及びその附属明細書の監査、会計監査人の監査の方法の概要及び監査結果、各監査役監査報告書(案)、監査役会監査報告書(案)について
- 2009年5月18日、財務報告の内部統制に関わる文言をどうするかが討議の対象になった。
- 3月26日 監査報告書の事前打ち合わせ。5月19日 監査報告書の作成にて各監事の同意を得られた。
- 2月27日:内部統制の進捗状況等の報告を受ける、3月18日:事前に配布した事業報告(案)の内容を確認したうえで署名押印
- 事務局からの説明(これまでの説明内容との相違点为中心)と質疑応答を経て、決議。
- 1回目(4月1日):財務報告内部統制への対処、会計監査人との打合せ、今後の監査報告に関するスケジュール等、監査報告書の考え方について会議を実施。2回目(4月16日):監査報告書の具体的記載内容等の検討を行い、今後のスケジュールリングを確定。3回目(5月22日):各監査役及び監査役会の監査報告書について、協議・検討を行い、監査役会監査報告書を確定した。
- 1回 2009.3.26 監査報告書作成事前調整 2回 2009.4.30 監査役会 3回 2009.5.12 監査報告書確定
- 1回目 2009/5/7 事業報告を渡す
2回目 2009/5/14 事業報告の監査結果を報告
- 年間活動総括:4月28日
相当性判断根拠確認:4月15日
監査役会監査報告作成:5月21日

38. 監査報告作成の根拠はどのように記録化していますか(複数回答可)

	回答数(社)	%
1.監査調書を作成する	12	27.9%
2.チェックリストを作成する	6	14.0%
3.口頭で監査役会に報告する	8	18.6%
4.監査役会議事録に残す	24	55.8%
5.特に記録しない	1	2.3%
6.その他	3	7.0%

主なコメント

- ・ 年度内の活動状況を下記項目にまとめる。(各活動根拠にはエビデンスのあることが前提)
 - ①監査役会開催状況及び、社外監査役出席状況
 - ②監査報告書 記載内容の根拠一覧
 - ③監査役監査業務実績一覧&詳細項目
 - ④監査報告の監査意見用データ(事業報告&事業報告の附属明細書)
- ・ 会社法施行規則 129 条第1項に基づき、一つ一つ確認後結果を記録。その他取締役の職務執行に関して競業取引等に関する事項についてチェックと結果を補足している。
- ・ 内部統制の状況に関しては、チェックリストによりチェックを行っている
- ・ 監査報告監査全体について作成(根拠条文、監査活動内容等を監査報告書に沿って作成)
- ・ 事業報告については監査調書を作成
- ・ スタッフが監査項目毎のチェックリスト結果等を作成し、かつ監査報告書の内容に沿った期中の監査実施状況について協会方式に沿った書面を作成し、内容の妥当性等について監査役会で審議する。また、その審議内容は監査役会議事録として残している。
- ・ 年度監査方針に基づき、監査活動総括を3回の監事会にて行い、心証形成する。併せて、期中監査における各監事から提出された監査報告書を調書として残す。
- ・ 一部の事項(内部統制システム整備状況の監査)については、実施した監査方法および監査結果、監査意見の形成の過程、およびその理由等を記録した「監査結果の説明書」を作成している
- ・ 経営資料集に記載
- ・ 各監査役の監査報告を各位の事績に応じて作成し監査役会監査報告にまとめる
- ・ 監査委員会の監査全体について、監査項目別に監査方法、内容、および結論を記載した文書を作成

その他事業報告を監査するにあたって、気になっている事項があれば記載してください

- ・ 計算関係書類の表示<注記表>について
一般的には会社法第 435 条 2 項および会社計算規則第 59 条 1 項、連結では同 61 項に記載されている通り、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④注記表と独立して表示されているようにしているが、会社計算規則第 57 条 3 項に、「～貸借対照表、損益計算書その他計算関係書類を構成するものごと、一の書面その他の資料として作成をしなければならないものと解してはならない」とある。この条文を根拠に、監査法人から注記表の独立表示を行わないよう依頼されており、表示していない。従って、監査報告書のひな型が使えない。
- ・ 法令等の改正がままあるため、それらをすべて網羅しているかどうかの確認作業に神経を使っている
- ・ 協会の監査報告書ひな型の[1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容]の第 2 パラグラフ末尾は、「以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。」と記載されていますが、事業報告の監査の目的は法令に基づく項目が遺漏なく記載されているかを確認することですので、第 2 パラグラフ末尾の文章は的外れであり記載不要と考えます。
- ・ 監査報告作成のためのタイミングの問題。計算書類監査とも絡むが、特に、事業報告記載内容(数値等)が直前まで固まらない中で、監査報告作成期限が定められているのが実態。特に、会計監査人報告後に監査役会にて監査役監査報告・監査役会監査報告を作成する必要がある、社外監査役スケジュール等を含めた日程調整が厳しい。
- ・ 事業報告に記載する内部統制基本方針決議を何時のタイミングで実施するのか、毎年どの様な見直しをしているのか各社の状況を把握したいと思います

本部監査役スタッフ研究会第1グループ 第2回実態調査 「事業報告等の個別項目に係るアンケート」集計結果

本部監査役スタッフ研究会第1グループによる、標記実態調査の数値集計結果は以下のとおり。なお、記述回答については割愛している。また、各設問には「その他」の選択肢も設定していたが、アンケートシステムの設定上、複数回答をするために「その他」を選択した回答も多いため、集計欄からは割愛している。

調査概要

調査対象：本部スタッフ研究会所属 61 社（62 名）。有効回答 29 社（回答率 47.5%）。
 調査期間：3月15日（月）～3月28日（日）〔14日間〕
 ※ 複数回答いただいた箇所も含めて集計しているため、合計が100%にならない場合がある。

1. 会社の状況に関する重要な事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	26	89.7%
2. スタッフ	13	44.8%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	10	34.5%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	4	13.8%
4. 数字をダブルチェックする	5	17.2%
5. 前年度の記載・数値との比較	9	31.0%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	17	58.6%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	21	72.4%
2. 経営会議・常務会等出席	19	65.5%
3. 議事録閲覧	14	48.3%
4. 営業所往査	15	51.7%
5. 取締役面談	15	51.7%
6. 所管部面談	15	51.7%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	10	34.5%
2.議事録(監査役会等)	10	34.5%
3.チェックリスト	11	37.9%
4.執行から入手した確認資料	9	31.0%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	13	44.8%
2.なし	14	48.3%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	2	6.9%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	7	24.1%
3.監査役としての心象に基づき判断する	11	37.9%
4.特になし	4	13.8%

2. 内部統制システムに係る取締役による決定・取締役会決議内容

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	22	75.9%
2.スタッフ	17	58.6%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	6	20.7%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	11	37.9%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	10	34.5%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	13	44.8%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	19	65.5%
2.経営会議・常務会等出席	14	48.3%
3.議事録閲覧	12	41.4%
4.営業所往査	9	31.0%
5.取締役面談	8	27.6%
6.所管部面談	12	41.4%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	9	31.0%
2.議事録(監査役会等)	11	37.9%
3.チェックリスト	15	51.7%
4.執行から入手した確認資料	11	37.9%

3. 会社の支配に関する基本方針

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	13	44.8%
2.スタッフ	9	31.0%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	6	20.7%
2.記載プロセスを確認する	5	17.2%
3.根拠資料を確認する	5	17.2%
4.数字をダブルチェックする	3	10.3%
5.前年度の記載・数値との比較	7	24.1%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	11	37.9%
2.経営会議・常務会等出席	3	10.3%
3.議事録閲覧	3	10.3%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	2	6.9%
2.議事録(監査役会等)	3	10.3%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	8	27.6%
2.なし	8	27.6%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4. 特になし	5	17.2%

4. 会社の現況に関する事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	21	72.4%
2. スタッフ	20	69.0%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	14	48.3%
2. 記載プロセスを確認する	9	31.0%
3. 根拠資料を確認する	10	34.5%
4. 数字をダブルチェックする	6	20.7%
5. 前年度の記載・数値との比較	12	41.4%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	12	41.4%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	13	44.8%
2. 経営会議・常務会等出席	9	31.0%
3. 議事録閲覧	10	34.5%
4. 営業所往査	9	31.0%
5. 取締役面談	11	37.9%
6. 所管部面談	13	44.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	10	34.5%
2. 議事録(監査役会等)	11	37.9%
3. チェックリスト	11	37.9%
4. 執行から入手した確認資料	14	48.3%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	18	62.1%
2. なし	10	34.5%

5. 重要な親会社および子会社の状況

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	23	79.3%
2. スタッフ	17	58.6%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	9	31.0%
2. 記載プロセスを確認する	6	20.7%
3. 根拠資料を確認する	7	24.1%
4. 数字をダブルチェックする	2	6.9%
5. 前年度の記載・数値との比較	11	37.9%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	10	34.5%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	11	37.9%
2. 経営会議・常務会等出席	8	27.6%
3. 議事録閲覧	9	31.0%
4. 営業所往査	7	24.1%
5. 取締役面談	8	27.6%
6. 所管部面談	10	34.5%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	8	27.6%
2. 議事録(監査役会等)	8	27.6%
3. チェックリスト	8	27.6%
4. 執行から入手した確認資料	7	24.1%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	19	65.5%
2. なし	8	27.6%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	14	48.3%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4. 特になし	6	20.7%

6. 対処すべき課題

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	27	93.1%
2. スタッフ	15	51.7%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	11	37.9%
2. 記載プロセスを確認する	5	17.2%
3. 根拠資料を確認する	4	13.8%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	9	31.0%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	16	55.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	19	65.5%
2. 経営会議・常務会等出席	15	51.7%
3. 議事録閲覧	10	34.5%
4. 営業所往査	11	37.9%
5. 取締役面談	12	41.4%
6. 所管部面談	14	48.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	8	27.6%
2. 議事録(監査役会等)	9	31.0%
3. チェックリスト	9	31.0%
4. 執行から入手した確認資料	10	34.5%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	12	41.4%
2. なし	16	55.2%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	3	10.3%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	12	41.4%
4. 特になし	5	17.2%

7. 上記以外の会社の現況に関する重要な事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	24	82.8%
2. スタッフ	14	48.3%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	8	27.6%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	5	17.2%
4. 数字をダブルチェックする	2	6.9%
5. 前年度の記載・数値との比較	8	27.6%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	15	51.7%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	18	62.1%
2. 経営会議・常務会等出席	15	51.7%
3. 議事録閲覧	11	37.9%
4. 営業所往査	12	41.4%
5. 取締役面談	12	41.4%
6. 所管部面談	13	44.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	10	34.5%
2. 議事録(監査役会等)	10	34.5%
3. チェックリスト	9	31.0%
4. 執行から入手した確認資料	8	27.6%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	11	37.9%
2. なし	14	48.3%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	9	31.0%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	12	41.4%
4. 特になし	3	10.3%

8. 会社の役員に関する事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	19	65.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	10	34.5%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	7	24.1%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	6	20.7%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	8	27.6%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	4	13.8%
4.営業所往査	3	10.3%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	5	17.2%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	6	20.7%
2.議事録(監査役会等)	5	17.2%
3.チェックリスト	10	34.5%
4.執行から入手した確認資料	12	41.4%

9. 事業年度に係る会社役員の報酬等についての総額及び役員数、又は報酬等の額等

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	20	69.0%
2.スタッフ	21	72.4%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	17	58.6%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	6	20.7%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	7	24.1%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	6	20.7%
3.議事録閲覧	3	10.3%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	6	20.7%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	12	41.4%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	12	41.4%
2.なし	14	48.3%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	13	44.8%
3.監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4.特になし	8	27.6%

10. 方針決定の方法及び方針の内容の概要

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	15	51.7%
2.スタッフ	10	34.5%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	9	31.0%
2.記載プロセスを確認する	3	10.3%
3.根拠資料を確認する	3	10.3%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	3	10.3%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	9	31.0%
2.経営会議・常務会等出席	6	20.7%
3.議事録閲覧	3	10.3%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	4	13.8%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	4	13.8%
2.議事録(監査役会等)	5	17.2%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	5	17.2%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	9	31.0%
2.なし	9	31.0%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3.監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4.特になし	7	24.1%

11. 辞任し・解任された会社役員の氏名、会計参与または監査役の解任または辞任について
の意見の内容、辞任した会計参与または監査役が株主総会で述べる辞任の理由

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	14	48.3%
2.スタッフ	15	51.7%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	8	27.6%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	6	20.7%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	3	10.3%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	7	24.1%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	6	20.7%

12. 事業年度に係る取締役・監査役・執行役の重要な兼職の状況

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	20	69.0%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	9	31.0%
2.記載プロセスを確認する	5	17.2%
3.根拠資料を確認する	11	37.9%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	8	27.6%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	8	27.6%
2.経営会議・常務会等出席	7	24.1%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	3	10.3%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	4	13.8%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	7	24.1%
2.議事録(監査役会等)	6	20.7%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	12	41.4%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	18	62.1%
2.なし	8	27.6%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	15	51.7%
3.監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4.特になし	4	13.8%

13. 監査役または監査委員が財務および会計に関する相当程度の知見を有している事実

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	17	58.6%
2.スタッフ	16	55.2%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	10	34.5%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	3	10.3%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	2	6.9%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	4	13.8%
2.経営会議・常務会等出席	6	20.7%
3.議事録閲覧	3	10.3%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	6	20.7%
3.チェックリスト	8	27.6%
4.執行から入手した確認資料	6	20.7%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	11	37.9%
2.なし	11	37.9%

14. その他会社役員に関する重要な事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	17	58.6%
2.スタッフ	12	41.4%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	10	34.5%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	4	13.8%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	8	27.6%
2.経営会議・常務会等出席	8	27.6%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	9	31.0%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	8	27.6%
4.執行から入手した確認資料	7	24.1%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	6	20.7%
2.なし	14	48.3%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	9	31.0%
3.監査役としての心象に基づき判断する	7	24.1%
4.特になし	5	17.2%

15. 会社の社外役員に関する事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	19	65.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	14	48.3%
2.記載プロセスを確認する	7	24.1%
3.根拠資料を確認する	11	37.9%
4.数字をダブルチェックする	2	6.9%
5.前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	3	10.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	8	27.6%
3.チェックリスト	10	34.5%
4.執行から入手した確認資料	7	24.1%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	18	62.1%
2.なし	7	24.1%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	14	48.3%
3.監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4.特になし	5	17.2%

16. 社外役員の事業年度における取締役会への出席状況等

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	18	62.1%
2.スタッフ	20	69.0%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	10	34.5%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	14	48.3%
4.数字をダブルチェックする	5	17.2%
5.前年度の記載・数値との比較	2	6.9%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	7	24.1%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	8	27.6%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	11	37.9%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	12	41.4%
3.チェックリスト	11	37.9%
4.執行から入手した確認資料	6	20.7%

17. 重要な事業方針又は事業その他の事項に係る決定の変更の内容

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	12	41.4%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	11	37.9%
2.記載プロセスを確認する	5	17.2%
3.根拠資料を確認する	3	10.3%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	2	6.9%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	10	34.5%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	14	48.3%
2.経営会議・常務会等出席	9	31.0%
3.議事録閲覧	8	27.6%
4.営業所往査	3	10.3%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	4	13.8%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	10	34.5%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	4	13.8%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	7	24.1%
2.なし	13	44.8%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	5	17.2%
3.監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4.特になし	9	31.0%

18. 社外取締役がその事実の発生の予防、及び発生後の対応として行った行為の概要、社外監査役がその事実の発生の予防、及び発生後の対応として行った行為の概要

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	15	51.7%
2.スタッフ	10	34.5%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	9	31.0%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	3	10.3%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	3	10.3%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	11	37.9%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	13	44.8%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	10	34.5%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	4	13.8%
6.所管部面談	5	17.2%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	9	31.0%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	3	10.3%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	10	34.5%
2.なし	9	31.0%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	3	10.3%
3.監査役としての心象に基づき判断する	8	27.6%
4.特になし	6	20.7%

19. その他、社外役員の事業年度における主な活動状況

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	16	55.2%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	11	37.9%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	4	13.8%
4.数字をダブルチェックする	2	6.9%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	8	27.6%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	9	31.0%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	8	27.6%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	8	27.6%
3.チェックリスト	8	27.6%
4.執行から入手した確認資料	4	13.8%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	8	27.6%
2.なし	14	48.3%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	7	24.1%
3.監査役としての心象に基づき判断する	9	31.0%
4.特になし	6	20.7%

20. 社外役員との間での責任限定契約の内容の概要、社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置の内容

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	17	58.6%
2.スタッフ	19	65.5%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	9	31.0%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	8	27.6%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	3	10.3%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	6	20.7%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	5	17.2%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	6	20.7%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	7	24.1%
2.議事録(監査役会等)	5	17.2%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	8	27.6%
2.なし	12	41.4%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3.監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4.特になし	9	31.0%

21. 事業年度に係る社外役員の報酬等についての総額及び社外役員数、又は報酬等の額等

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	18	62.1%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	12	41.4%
2.記載プロセスを確認する	8	27.6%
3.根拠資料を確認する	7	24.1%
4.数字をダブルチェックする	2	6.9%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	4	13.8%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	2	6.9%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	10	34.5%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	10	34.5%
2.なし	14	48.3%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	8	27.6%
3.監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4.特になし	8	27.6%

22. 社外役員の意見の内容

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	15	51.7%
2.スタッフ	12	41.4%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	6	20.7%
2.記載プロセスを確認する	5	17.2%
3.根拠資料を確認する	4	13.8%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	2	6.9%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	7	24.1%
2.経営会議・常務会等出席	1	3.4%
3.議事録閲覧	3	10.3%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	2	6.9%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	4	13.8%

23. 事業年度末日における発行済株式総数保有割合上位 10 名の株主の氏名または名称等

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	20	69.0%
2.スタッフ	19	65.5%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	15	51.7%
2.記載プロセスを確認する	7	24.1%
3.根拠資料を確認する	10	34.5%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	2	6.9%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	3	10.3%
2.経営会議・常務会等出席	2	6.9%
3.議事録閲覧	2	6.9%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	6	20.7%
3.チェックリスト	10	34.5%
4.執行から入手した確認資料	12	41.4%

24. その他会社の株式に関する重要な事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	17	58.6%
2.スタッフ	17	58.6%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	12	41.4%
2.記載プロセスを確認する	6	20.7%
3.根拠資料を確認する	6	20.7%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	3	10.3%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	7	24.1%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	5	17.2%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	2	6.9%
6.所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	6	20.7%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	8	27.6%
2.なし	14	48.3%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	9	31.0%
3.監査役としての心象に基づき判断する	7	24.1%
4.特になし	6	20.7%

25. 取締役(社外役員を除く・執行役を含む)、社外取締役、その他の会社役員毎の保有新株予約権の内容の概要・保有者数、使用人、子会社役職員毎の交付新株予約権の内容の概要・交付者数

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	17	58.6%
2. スタッフ	14	48.3%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	10	34.5%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	4	13.8%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	4	13.8%
2. 経営会議・常務会等出席	3	10.3%
3. 議事録閲覧	5	17.2%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	5	17.2%
2. 議事録(監査役会等)	4	13.8%
3. チェックリスト	9	31.0%
4. 執行から入手した確認資料	8	27.6%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	7	24.1%
2. なし	12	41.4%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4. 特になし	9	31.0%

26. その他会社の新株予約権に関する重要な事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	15	51.7%
2.スタッフ	11	37.9%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	8	27.6%
2.記載プロセスを確認する	5	17.2%
3.根拠資料を確認する	2	6.9%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	2	6.9%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	3	10.3%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	5	17.2%
2.議事録(監査役会等)	4	13.8%
3.チェックリスト	8	27.6%
4.執行から入手した確認資料	6	20.7%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	5	17.2%
2.なし	13	44.8%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3.監査役としての心象に基づき判断する	2	6.9%
4.特になし	11	37.9%

27. 事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	21	72.4%
2. スタッフ	19	65.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	13	44.8%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	12	41.4%
4. 数字をダブルチェックする	2	6.9%
5. 前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	5	17.2%
2. 経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3. 議事録閲覧	2	6.9%
4. 営業所往査	2	6.9%
5. 取締役面談	2	6.9%
6. 所管部面談	6	20.7%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	9	31.0%
2. 議事録(監査役会等)	10	34.5%
3. チェックリスト	10	34.5%
4. 執行から入手した確認資料	10	34.5%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	10	34.5%
2. なし	16	55.2%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	10	34.5%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4. 特になし	9	31.0%

28. 非監査業務の内容

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	19	65.5%
2. スタッフ	17	58.6%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	14	48.3%
2. 記載プロセスを確認する	8	27.6%
3. 根拠資料を確認する	5	17.2%
4. 数字をダブルチェックする	2	6.9%
5. 前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	3	10.3%
2. 経営会議・常務会等出席	2	6.9%
3. 議事録閲覧	2	6.9%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	5	17.2%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	8	27.6%
2. 議事録(監査役会等)	8	27.6%
3. チェックリスト	8	27.6%
4. 執行から入手した確認資料	5	17.2%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	9	31.0%
2. なし	14	48.3%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	11	37.9%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4. 特になし	5	17.2%

29. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	21	72.4%
2. スタッフ	17	58.6%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	13	44.8%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	3	10.3%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	10	34.5%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	8	27.6%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	5	17.2%
2. 経営会議・常務会等出席	2	6.9%
3. 議事録閲覧	6	20.7%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	9	31.0%
2. 議事録(監査役会等)	10	34.5%
3. チェックリスト	11	37.9%
4. 執行から入手した確認資料	5	17.2%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	12	41.4%
2. なし	11	37.9%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	8	27.6%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	6	20.7%
4. 特になし	7	24.1%

30. 業務停止処分に係る事項、業務停止処分に係る事項のうち事業報告の内容とすることが適切と判断した事項

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	12	41.4%
2. スタッフ	10	34.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	11	37.9%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	3	10.3%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	7	24.1%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	4	13.8%
2. 経営会議・常務会等出席	2	6.9%
3. 議事録閲覧	2	6.9%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	8	27.6%
2. 議事録(監査役会等)	7	24.1%
3. チェックリスト	8	27.6%
4. 執行から入手した確認資料	5	17.2%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	7	24.1%
2. なし	10	34.5%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	1	3.4%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	8	27.6%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	6	20.7%
4. 特になし	4	13.8%

31. 会計監査人との間での責任限定契約の内容の概要、責任限定契約により会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置の内容

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	12	41.4%
2. スタッフ	10	34.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	10	34.5%
2. 記載プロセスを確認する	6	20.7%
3. 根拠資料を確認する	1	3.4%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	5	17.2%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	3	10.3%
2. 経営会議・常務会等出席	1	3.4%
3. 議事録閲覧	1	3.4%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	5	17.2%
2. 議事録(監査役会等)	4	13.8%
3. チェックリスト	8	27.6%
4. 執行から入手した確認資料	3	10.3%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	6	20.7%
2. なし	9	31.0%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	4	13.8%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	3	10.3%
4. 特になし	8	27.6%

32. 会社又は子会社が会計監査人に支払う当期連結損益計算書に計上される金銭その他の財産上の利益の合計額

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1. 監査役	18	62.1%
2. スタッフ	16	55.2%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1. 記載責任部署を確認する	15	51.7%
2. 記載プロセスを確認する	7	24.1%
3. 根拠資料を確認する	6	20.7%
4. 数字をダブルチェックする	1	3.4%
5. 前年度の記載・数値との比較	6	20.7%
6. 期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1. 取締役会出席	3	10.3%
2. 経営会議・常務会等出席	2	6.9%
3. 議事録閲覧	2	6.9%
4. 営業所往査	1	3.4%
5. 取締役面談	1	3.4%
6. 所管部面談	5	17.2%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1. 監査調書	8	27.6%
2. 議事録(監査役会等)	6	20.7%
3. チェックリスト	10	34.5%
4. 執行から入手した確認資料	11	37.9%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1. あり	9	31.0%
2. なし	14	48.3%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1. 監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2. 執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	9	31.0%
3. 監査役としての心象に基づき判断する	5	17.2%
4. 特になし	9	31.0%

33. 会計監査人以外の監査法人等が子会社の法定監査をしている事実

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	13	44.8%
2.スタッフ	12	41.4%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	14	48.3%
2.記載プロセスを確認する	7	24.1%
3.根拠資料を確認する	4	13.8%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	2	6.9%
2.経営会議・常務会等出席	1	3.4%
3.議事録閲覧	1	3.4%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	5	17.2%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	6	20.7%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E. 執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	7	24.1%
2.なし	13	44.8%

F. 監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	6	20.7%
3.監査役としての心象に基づき判断する	4	13.8%
4.特になし	9	31.0%

34. 辞任・解任された会計監査人の氏名・名称等

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	14	48.3%
2.スタッフ	8	27.6%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	8	27.6%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	1	3.4%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	2	6.9%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	4	13.8%

C. 期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	4	13.8%
2.経営会議・常務会等出席	3	10.3%
3.議事録閲覧	4	13.8%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	4	13.8%

D. 監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	7	24.1%
2.議事録(監査役会等)	5	17.2%
3.チェックリスト	7	24.1%
4.執行から入手した確認資料	4	13.8%

35. 取締役会による、剰余金の配当等決定権限行使に関する方針

A. 誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	16	55.2%
2.スタッフ	10	34.5%

B. 内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	11	37.9%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	5	17.2%
4.数字をダブルチェックする	3	10.3%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	3	10.3%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	8	27.6%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	2	6.9%
4.営業所往査	1	3.4%
5.取締役面談	1	3.4%
6.所管部面談	3	10.3%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	6	20.7%
2.議事録(監査役会等)	8	27.6%
3.チェックリスト	8	27.6%
4.執行から入手した確認資料	8	27.6%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	8	27.6%
2.なし	11	37.9%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	10	34.5%
3.監査役としての心象に基づき判断する	3	10.3%
4.特になし	7	24.1%

36. 事業報告書の内容を補足する重要な事項

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	19	65.5%
2.スタッフ	10	34.5%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	12	41.4%
2.記載プロセスを確認する	4	13.8%
3.根拠資料を確認する	3	10.3%
4.数字をダブルチェックする	2	6.9%
5.前年度の記載・数値との比較	4	13.8%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	9	31.0%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	9	31.0%
2.経営会議・常務会等出席	8	27.6%
3.議事録閲覧	6	20.7%
4.営業所往査	4	13.8%
5.取締役面談	4	13.8%
6.所管部面談	6	20.7%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	9	31.0%
2.議事録(監査役会等)	7	24.1%
3.チェックリスト	9	31.0%
4.執行から入手した確認資料	10	34.5%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	7	24.1%
2.なし	13	44.8%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	7	24.1%
3.監査役としての心象に基づき判断する	7	24.1%
4.特になし	7	24.1%

37. 取締役・監査役・執行役の重要な兼職の状況の重要な明細、兼職先である法人等の事業が、会社の事業と同一の部類のものである旨

A.誰が内容の確認を行うか

	回答数(社)	%
1.監査役	18	62.1%
2.スタッフ	17	58.6%

B.内容確認の具体的方法

	回答数(社)	%
1.記載責任部署を確認する	12	41.4%
2.記載プロセスを確認する	7	24.1%
3.根拠資料を確認する	8	27.6%
4.数字をダブルチェックする	1	3.4%
5.前年度の記載・数値との比較	6	20.7%
6.期中監査の結果から違和感がない点の確認	5	17.2%

C.期中監査結果に依拠する場合の、依拠する監査方法

	回答数(社)	%
1.取締役会出席	6	20.7%
2.経営会議・常務会等出席	4	13.8%
3.議事録閲覧	5	17.2%
4.営業所往査	2	6.9%
5.取締役面談	3	10.3%
6.所管部面談	5	17.2%

D.監査記録(監査の証跡として何を残しているか)

	回答数(社)	%
1.監査調書	8	27.6%
2.議事録(監査役会等)	6	20.7%
3.チェックリスト	11	37.9%
4.執行から入手した確認資料	12	41.4%

E.執行側で事業報告への記載要否を判断する際の判断基準はあるか

	回答数(社)	%
1.あり	13	44.8%
2.なし	11	37.9%

F.監査役として、事業報告への記載要否、内容の正確性について、独自の判断基準があるか

	回答数(社)	%
1.監査役独自の判断基準あり	0	0.0%
2.執行側の判断基準と同じ(執行側の基準に違和感なしと判断)	9	31.0%
3.監査役としての心象に基づき判断する	9	31.0%
4.特になし	5	17.2%

以 上